

令和4年7月1日 15時00分

担当課	感染症対策室 (内容の問い合わせ)	新型コロナウイルス 感染症対策本部事務局
担当者名	眞崎、本土、庄崎	川村、松尾
電話番号	直通：095-895-2466 内線：4682・4868	直通：095-894-3191 内線：4808

※感染症対策室に繋がらない場合はコロナ事務局にご連絡ください。
※ただしコロナ事務局への連絡は公表時間から30分後以降でお願いします。

新型コロナウイルス感染症の発生について

令和4年6月30日に県立保健所管内で別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症患者（疑似症患者を含む）が確認されましたのでお知らせします。

記

1. 既存クラスター

○五島市における障害福祉サービス事業所クラスターについて

- ・令和4年6月28日に公表した障害福祉サービス事業所において、新たに、職員1名、利用者1名の感染が確認されました。
- ・これにより、本クラスターの感染者は、職員5名、利用者16名になります。

○五島市における介護福祉施設クラスターについて

- ・令和4年6月29日に公表した介護福祉施設において、新たに、入所者3名の感染が確認されました
- ・これにより、本クラスターの感染者は職員3名、入所者8名になります。

◆今回の患者は、当該文書をもって本日の公表とさせていただきます。（本日、記者会見はいたしません）

◆今後も積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に努めて参ります。

なお、本県の療養状況については追って県のホームページにて公表いたします。

◆勤務先などの個別名称は、不特定多数が利用するなど、感染拡大防止の対策のため必要な場合は公表することもあります。関係者が把握できる場合は、原則非公開とします。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況

1. 市町別発生件数

市町	発生件数	うち疑似症患者数※	市町	発生件数	うち疑似症患者数※
諫早市	35	2	長与町	6	
大村市	28	3	時津町	3	
平戸市	4		東彼杵町		
松浦市	1		川棚町		
対馬市			波佐見町	1	
壱岐市	1		小値賀町		
五島市	10		佐々町	11	
西海市	2		新上五島		
雲仙市	10		合計	127	6

県外事例		
------	--	--

2. 発生件数の内訳

性別		
男性	女性	非公表 確認中
63	64	0

検査経緯等		
新規	関連	確認中
18	36	73

年代										
10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳 以上	確認中
28	16	14	22	14	17	10	1	3	2	0

※疑似症患者数とは、感染者の同居家族の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断し届出した件数です。

※疑似症患者数については、令和4年1月24日付（令和4年1月28日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」に基づき、感染者の同居家族の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わず、臨床症状で診断した疑似症患者数を発生件数の内数として公表することになりましたのでお知らせします。

県民の皆様へのお願い

現在、県全体の病床使用率や新規感染者数が徐々に増加傾向にあります。県民の皆様には、引き続き以下の点についてご協力をお願いします。

- 基本的な感染防止対策の徹底(マスクの着用・手指消毒・三密回避・こまめな換気)をお願いします。
- 会食の際は、認証店を利用し、マスク会食や密にならない工夫など、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方と接する際は、家庭内であってもマスクを着用するなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 自らの健康や家族・仲間などの大切な人を守るため、ワクチン接種へのご協力をお願いします。
- 体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話で相談をするようお願いします。

マスク着用について

▶ **マスク着用は基本的な感染防止対策として重要です**

▶ **以下に基づき引き続きマスクの着用をお願いします**

屋内	● マスクの着用をお願いします ※ただし、人との距離が確保でき、会話がほとんどない場合は必要ありません	人との距離(2m以上目安)			
		確保できる		確保できない	
		屋内	屋外	屋内	屋外
屋外	● マスクの着用は必要ありません ※ただし、人との距離が確保できない場面で会話を行う場合は着用をお願いします	会話あり	着用推奨	必要なし	着用推奨
		ほとんど会話なし	必要なし	必要なし	着用推奨

※夏場は熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要ない場面では、マスクを外すことを推奨

子どものマスク着用について

就学前 (保育所・認定こども園・幼稚園等)		就学後 (小学校から高校段階)
2歳未満	2歳以上	●基本は上記対応と同様 ● 学校生活では、運動場やプール、体育館、体育の授業、運動部活動、登下校の際のマスク着用は必要ありません
● マスクの着用は推奨しません	● 一律のマスク着用は求めません ※マスクを着用する場合は、保護者等大人が子どもの体調に十分注意をお願いします	

【新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について】

新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあります。誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、お互いを思いやる心を持って、冷静な対応と行動をお願いします。

今後とも、迅速正確な情報提供に努めますので、報道各社におかれましては、感染者・ご家族のプライバシーに格段のご配慮をお願いします。また、医療施設等への取材についても、円滑な医療体制に支障が生じることのないよう、お控えくださいますようお願いいたします。